別表第一第十八号の第四欄中「基準はかり及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計」を「基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計又は基準比重浮ひょう」に改め、同欄に次のように加える。

三　液体メーター用基準タンク

別表第三を次のように改める。

別表第三　削除

様式第十二から様式第五十三までを次のように改める。

様式第十二から様式第五十三まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条に関する改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日以後にする計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式に属するものとして法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承認表示」という。）が付された液化石油ガスメーターの補助装置（日本工業規格Ｂ八五七四（二〇一三）の八・六のデジタル信号の適用を受けることができるものに限る。）の平成二十六年十月三十一日以前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された液化石油ガスメーターの補助装置への取替えは、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則第十一条第五号ハ(8)に係る簡易修理とみなす。

○国土交通省令第四十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「潤滑油添加剤」を「次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　潤滑油添加剤

二　次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ　アルカン（炭素数が十から二十六までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。）

ロ　脂肪酸メチルエステル

ハ　植物油

ニ　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

三　次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ　エチルアルコール

ロ　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

附　則

この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

○国土交通省令第五十号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十五条の二第五項及び第七十二条の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十二、第四十八条の二第一項第一号及び第二号、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の四第一項中「国土交通大臣」を「所轄地方運輸局長」に改める。

第五十七条第二号を次のように改める。

二　次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師

名称	主たる事務所の所在地
一般社団法人日本海員掖済会	東京都中央区明石町一番二十九号
一般財団法人船員保険会	東京都渋谷区渋谷一丁目五番六号

第五十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則第二条中「国土交通大臣」を「所轄地方運輸局長」に、「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年五月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一一八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表群馬県の項中「利根郡片品村大字鎌田四〇一〇」を「利根郡片品村大字鎌田下半瀬三八八五の一」に改める。

別表の一の表東京都の項中「大島町元町字北の山二七〇の一」を「東京航空地方気象台大島空港分室」を削る。

別表の一の表沖縄県の項中「宮古島市伊良部字佐和田一七三九の四」を「那覇航空測候所下地島空港出張所」、「石垣市盛山二二二の七二」を「那覇航空測候所石垣空港出張所」及び「宮古島市平良字下里一六五七」を「那覇航空測候所宮古空港出張所」を削る。

別表の一の表備考第一項中「平成二十五年四月一日」の下に「（片品自然保護官事務所に係るものにあつては、平成二十六年四月二十二日）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―五五別表の一の表群馬県の項及び同表備考第一項の規定は、平成二十六年四月二十二日から適用する。